

岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱運用方針

平成30年3月30日決裁
平成31年4月1日一部改正
令和元年7月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正

第1 この運用方針は、岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定により、岡山市物流施設誘致促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的事項

1 物流施設用地の取得については、次により取り扱うものとする。

- (1) 物流施設用地とは、物流施設用地として分譲することを目的に開発されているもの、物流施設用地に開発することを前提とした未開発のもの又は物流施設用地の跡地等をいう。
- (2) 要綱第2条第6号における補助対象事業を行う者の事業の用に供されていない土地とは、空閑地（運動場、物品置場又は駐車場等として利用している土地であっても、建物及び工作物（軽微なものを除く。）の施設を設けていないものを含む。）である土地とする。
- (3) 市内の物流施設の移転で既存の物流施設用地を用途廃止して新規の物流施設用地を取得する場合等は、取得等する用地面積から用途廃止する用地面積を差し引いたものを新たに取得した物流施設用地とする。
- (4) 既存の物流施設の隣接地を取得し物流施設を建設する場合であって、取得した隣接地の総敷地面積が要綱第3条第1号イ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる取得用地面積の要件を満たす場合は、当該補助対象事業における新設の取扱いとする。
- (5) 物流施設用地の取得の日とは、売買（賃貸借）契約の締結日とする。ただし、停止条件付売買契約その他の契約締結日から土地の所有権移転日までに長期間を要する可能性があるものについては、用地の取得の日を土地の所有権移転日とすることができる。この場合、要綱第2条第12号の立地決定日は、土地の所有権移転日とする。
- (6) 物流施設の建設に着手した日とは、原則として工事に係る契約における建設着工日とする。ただし、その日よりがたいと認められる事情がある場合は、工事に実際に

着手した日とする。

(7) 製造業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センターであって、工場に併設されるものについては、別に定める岡山市企業立地促進奨励金交付要綱又は岡山市再投資・拠点強化促進奨励金の対象とする。

(8) 要綱第3条2号イに規定する新設するための用地取得から建設に着手するまでの期間について、開発許可申請から開発完了公告までの期間と重複する期間は除く取り扱いとする。

2 次に掲げる確認項目においては、補助事業者には会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にある法人がある場合は、当該法人を補助事業者と同一の会社として取り扱うものとし、その場合においては、親会社及び子会社の関係にあることを証する書類（親会社及び子会社の株式名簿、有価証券報告書等）を、認定申請書及び補助金交付申請書に添付すること。

(1) 固定資産投資額の確認

(2) 当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続して営んでいる営利法人の確認

(3) 新規常用雇用者の確認

(4) 固定資産評価額の確認

3 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業は除くものとする。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

第3 固定資産投資額について

1 固定資産投資額については、次により取り扱うものとする。

(1) 固定資産投資額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の取得に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）をいう。

(2) 市内の物流施設であって、既存の物流施設等を用途廃止する場合の固定資産投資額は、次の計算式による。

ア 土地に対する投資額

(取得する用地面積－用途廃止する用地面積) × 取得する用地の1平方メートルあたりの取得額

イ 土地を除く固定資産に対する投資額

土地を除く固定資産の取得額－用途廃止する土地を除く固定資産の地方税法に基づく評価額（以下「固定資産評価額」という。）

- (3) 賃借している物流施設等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止する用地面積及び固定資産評価額は差し引かない。
- (4) 既存物流施設等の解体に係る経費は固定資産投資額に含まない。
- (5) 遊休地及び既存の用地を活用して物流施設を建設する場合の固定資産投資額には、用地費は含めない。
- (6) 賃借している又は他の補助制度（国，県等が行う企業誘致のための補助制度を除く。）の対象となっている固定資産は、投資額に含めない。
- (7) 土地及び家屋に対する奨励金の交付申請時に添付する固定資産投資額を確認できる書類については、物流施設建設に係る契約書，見積書，請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は，「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- (8) 償却資産に対する奨励金の交付申請時に添付する固定資産投資額を確認できる書類については，固定資産取得価額が分かる書類を添付すること。ただし，固定資産取得価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれている場合は，見積書，請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は，「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- (9) 原則として，現金及び回し手形での支払は認められない。
- (10) 手形による支払の場合，手形の決済が完了していることが必要である。

第4 常用雇用者について

- 1 次のいずれかに該当する者は，要綱第2条第13号イに定めるものとみなす。
 - (1) 一定期間（1箇月，6箇月等）を定めて雇用される者であって，その雇用期間が反復更新されて事実上要綱第2条第13号イと同様の状態にあると認められるもの
 - (2) 日々雇用される者であって，雇用契約が日々更新されて事実上要綱第2条第13号イと同様の状態にあると認められるもの
- 2 退職者補充のための雇用は要綱第3条1号エ，同条2号オ及び同条3号オの新規常用雇用者の配置人数には含めない。
- 3 立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に新たに常用雇用された者を市内の既存物流施設で就労させ，当該既存物流施設で常用雇用していた者を認定物流施

設に振り向けた場合にあつては、当該既存物流施設の新規就労者（認定物流施設に振り分けた人数が上限）及び要綱第2条第14号に該当する者の合計人数を新規常用雇用者数とする。

第5 奨励金の算定について

1 要綱別表第1及び別表第2については、次により取り扱うものとする。

- (1) 土地補助金については、認定物流施設の建設に際して、当該認定物流施設に係る土地を一括分譲により取得する場合に限って対象となるものである。したがって、当該認定物流施設に係る土地を割賦分譲又は貸付特約付分譲により取得する場合には、土地補助金の対象とならない。また、物流施設の建設に際して、事業用定期借地権等設定契約を締結して立地している企業が、当該契約期間満了前又は満了と同時に、当該契約の対象となっている土地を取得する場合についても、土地補助金の対象とならない。
- (2) 増設の場合には、奨励金を算定する際の家屋及び土地に係る固定資産評価額については、増設により増加した部分に係る固定資産評価額とする。
- (3) 市内の物流施設等の移転であつて、既存の用地等を用途廃止する場合については、奨励金を算定する際の固定資産評価額は次の計算式による。

ア 土地に係る固定資産評価額

$(\text{取得する用地面積} - \text{用途廃止する用地面積}) \times \text{取得する用地の1平方メートルあたりの固定資産評価額}$

イ 家屋に係る固定資産評価額

$\text{建設する家屋に係る固定資産評価額} - \text{用途廃止する家屋に係る固定資産評価額}$

- (4) 賃借している用地等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止する用地面積及び固定資産評価額は差し引かない

第6 その他の事項

1 書類の提出部数は各1部とする。

2 要綱第2条第12号の市長の認める日とは、4月1日が週休日（岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）第3条第1項本文に規定する週休日をいう。以下同じ。）に当たる場合で、4月1日から引き続く週休日の間に補助対象事業に係る新規常用雇用者を雇用し、4月1日から当該週休日後で直近の週休日でない日までに要綱第6条の規定による補助対象事業の認定の申請があり、かつ、当該申請の内容が適当と認められるときにあつては、当該新規常用雇用者を最初に雇用した日とする。

- 3 居所を有することの確認においては、公共料金の領収書、賃貸借契約等により行うものとする。
- 4 認定の申請は、要綱第6条の規定により、市長に対して「物流施設の建設工事に着手する日の前日までに」行うこととされているが、特別な事情があつて遅れる場合は、あらかじめ市へ協議するものとする。
- 5 この運用方針は、奨励金の交付に関し必要となる事務処理事項の基本を定めたものであり、個々具体的なケースについては、これを基準としてそのつど市長が定めるものとする。